

補助制度の概要について

■補助対象の住宅は？

○市内の住宅で、次に掲げるもの

①戸建住宅

②共同住宅の住戸部分

※賃貸住宅を補助対象住宅として申請する場合は、工事完了報告時までに住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（低額所得者・高齢者・障がい者・子育て世帯などの入居を拒まない賃貸住宅）への登録が必要です。

※店舗や事務所との兼用住宅は、住宅部分が全体の過半の場合のみ、住宅部分が補助対象となります。

※共同住宅の共用部分については、補助対象外となります。

※社宅や寮等、賃貸の用に供する住宅等で入居対象者が著しく制限されるものは補助対象外となります。

■申請者の条件は？

○補助金交付申請時に補助対象の住宅を所有し、又はこれに居住している札幌市民（未成年を除く）及び営利法人で、下記条件を満たし、住宅を改修する方

①申請者が個人の場合は、本市の市・道民税及び固定資産税・都市計画税を滞納していないこと。

②申請者が法人の場合は、市内に事業所（本店又は支店）を有し本市の法人市民税及び固定資産・都市計画税を滞納していないこと。

※②の法人については、会社法に基づき会社の本店又は支店の所在場所が札幌市内に商業登記された法人。

○暴力団員又は暴力団関係事業者でない方

■どのような工事が対象となるの？

バリアフリー改修工事		省エネ改修工事
①浴室の改良	②便所の改良	⑨窓の断熱改修
③階段の改良	④段差の解消	⑩断熱改修工事
⑤廊下の拡幅	⑥手すりの設置	・床全体の断熱改修
⑦出入口の戸の改良		・屋根又は天井全体の断熱改修
⑧玄関前スロープ設置		・外壁全体の断熱改修
※詳しくはP5～6をご覧ください。		※詳しくはP5～6をご覧ください。

○補助金額の合計が3万円以上になり、かつ、総工事費（税抜）が30万円以上の工事が対象となります。

○**補助金交付決定後に工事に着手し、申請年度の1月末日までに完了する工事**が対象となります。

詳しくは【補助金交付までの流れ】（P4 参照）をご覧ください。

■補助金はいくらもらえるの？

○補助金の交付額は、補助対象工事ごとに市が定める補助金額の合計とし、総工事費（税抜）の10%（千円未満切捨）又は1戸当たり50万円（複数戸所有する者にあっては一所有者100万円）のいずれか少ない額を限度とする。

※補助対象工事ごとに市が定める補助金額は【補助対象工事と補助金額について】（P5～6 参照）をご覧ください。

※総工事費は、補助対象外の工事も含めて支払った合計金額（税抜）です。申請時に見積額で申請してください。ただし、補助金交付申請後に補助金交付申請額の増額及び補助対象工事の追加の変更申請はできません。したがって、補助金交付決定後に工事費が増額になった場合でも、補助金額の上限額は申請時に提出した見積額（税抜）の10%（千円未満切捨）又は50万円のいずれか少ない額となります。

■申請時における請負施工業者の条件について

○建設業許可を受け、札幌市内に主たる営業所を有する事業者

※建設業許可を受ける際に、主たる営業所として1か所登録している営業所のことです。

※建設業許可を受けた建設業者は、国土交通省のホームページから検索することができます。

検索サイトで【建設業者・宅建業者等企業情報検索システム】と入力して検索してください。

※請負施工業者を設計業者、施工業者、資材業者など複数に分けて契約する場合、全ての業者が条件を満たす必要があります。

■補助申請の受付期間はいつからいつまで？

回数	受付期間 令和2年(2020年)	抽選日(予定)	抽選がなかった場合の受付延長最終期限
第1回	5月8日(金)～5月21日(木)	5月25日(月)	8月31日(月)
第2回	9月4日(金)～9月17日(木)	9月23日(水)	11月30日(月)

- 受付期間内に申請額が予定額を超えた場合は抽選を行います。
- 申請額が予定額に達しなかった場合は、受付期間を延長して予定額に達するまで先着順で受け付けます。受付延長最終期限より前でも予定額に達した時点で受付を終了します。
- 予定額に対する申請額の進捗状況についてはホームページでお知らせします。
- 抽選の有無及び結果はホームページで公開します。
- 抽選の結果、落選した方には「抽選結果通知書」を送付します。当選した方(補助金交付予定者)には申請内容審査後に、「補助金交付決定通知書」又は「補助金不交付決定通知書」を送付します。
※審査には2か月程度の日数がかかる場合があります。

■注意事項

- 補助金交付決定を受ける前に工事に着手している住宅は対象となりません。**
工事(補助対象外の工事も含む申請時に提出した見積内容全ての工事)の着手は、補助金交付決定通知日以降に行ってください。
- 補助金の交付は、同一住宅及び同一市民(又は一法人)につき、それぞれ年度ごとに一回限りです。
- 新築や建替は対象になりません。(判断に迷う場合はお問い合わせください。)
- 転売目的のリフォーム工事は対象になりません。
- 工事費(材料費含む)がかからない工事については対象になりません。(※手すりの設置工事を行うが、見積書に「手すりサービス」や「手すり支給品」などの記載がある場合。)
- 中古品は対象になりません。
- 建物登記事項証明書の権利部(甲区)に処分の制限の登記(仮差押えなど)がある場合や、未登記建物など所有が明確に確認できない場合は、対象にならない場合があります。
- 建築基準法に適合しない住宅は対象になりません。
- 同じ工事箇所で、介護保険法に基づく住宅改修費の支給など、他の補助事業等との併用はできません。
- 国の減税制度や固定資産税の減税は、併用可能です。(別途、減税等の対象となる条件を満たすことが必要です。)
- 申請書(P14～17)、同意書(P18)は切り取るかコピーしてご利用ください。また、全ての様式は、ホームページからダウンロードできます。(http://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/03reform/eco/eco.html)

■住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅とは

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅について

- 低額所得者・高齢者・障がい者・子育て世帯などの住宅確保要配慮者(要配慮者)の入居を拒まない賃貸住宅として登録する民間賃貸住宅です。賃貸人は札幌市に賃貸住宅を登録し、札幌市は登録情報を要配慮者などに広く提供します。(登録情報は、ホームページや札幌市住宅課窓口で閲覧できます。)

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の流れ

賃貸住宅のオーナーなど

- ・面積、設備、構造等の登録基準の確認
- ・登録申請(セーフティネット住宅情報提供システムで申請内容入力、必要書類添付し、システム上で電子データにて提出)

札幌市

- ・登録受付、審査
- ・情報提供(システム登録内容及び登録簿の公開)

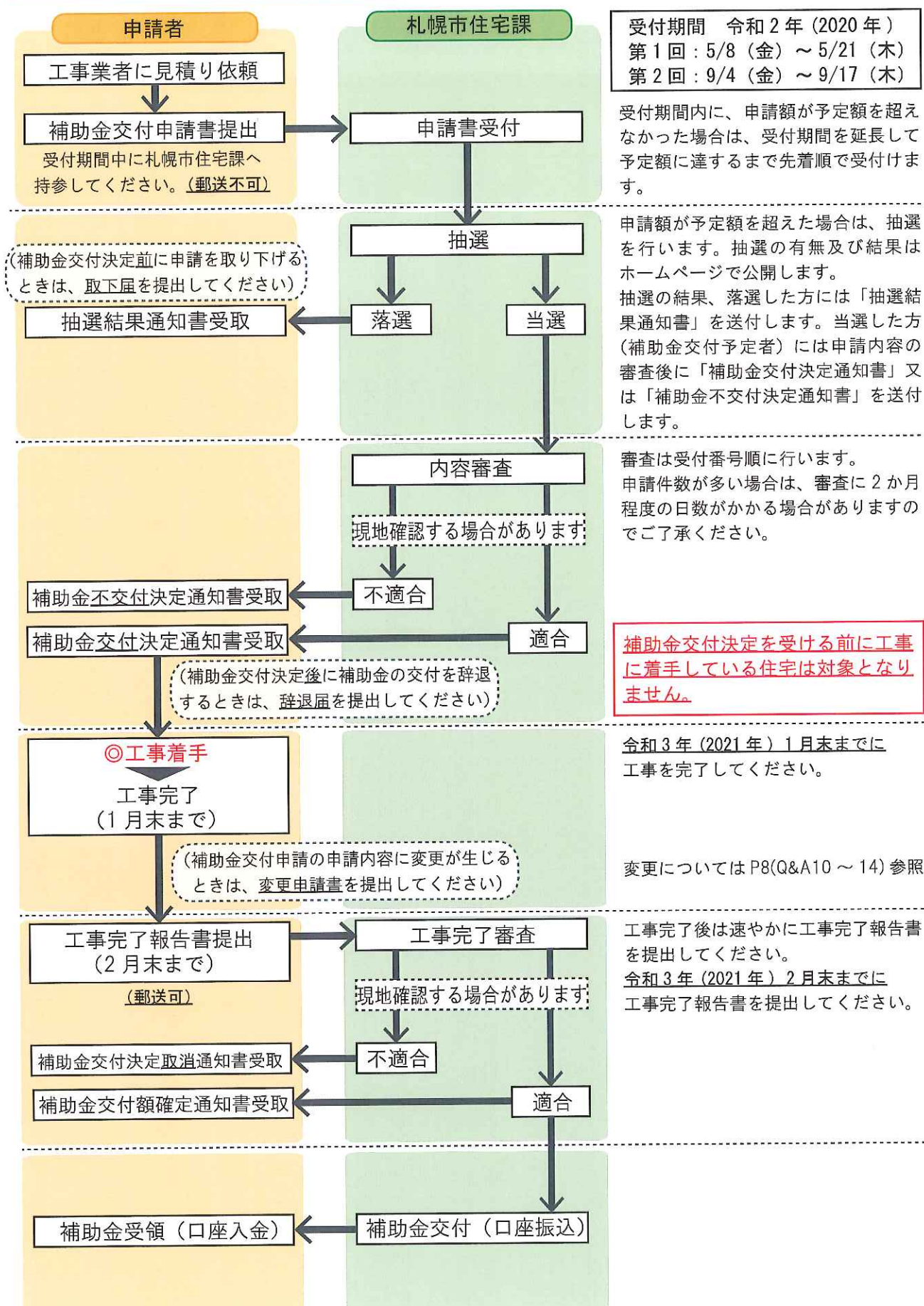
セーフティネット住宅情報提供システム

(ホームページ: <https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>)

札幌市公式ホームページ(住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録制度)

(ホームページ: http://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/11sn_seido/tourokujutakuseido.html)

補助金交付までの流れ



補助対象工事と補助金額について

補助対象工事の基準	補助金額										
1 浴室の改良											
浴室の改修（ユニットバス設置を伴うもの） 対象となる工事は、下記の①～⑤のいずれかに該当する工事 ①浴室内寸面積が 0.2 ㎡以上増加するもの ②浴槽のまたぎ高さが 5 cm 以上低下するもの ③入口段差が 5 mm 以上低下し、見切り等を含めて段差が 5 mm 以下になるもの ④タイル床から滑りにくい床へ改修するもの ⑤高断熱浴槽へ改修するもの ※ 高断熱浴槽とは、日本工業規格（JIS）A 5532 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有する浴槽（湯温降下が 4 時間で 2.5℃以内） ※ 改修後に手すりが壁面に 1 か所以上設置されていること（浴槽内の手すりは含まない） ※ 増設は対象外 ※ 補助金額は手すり設置の金額を含んでいます。	90,000 円 / か所										
浴室の部分改修（ユニットバス設置を伴わないもの） 対象となる工事は、ユニットバス設置を伴わず、下記の①～⑤に該当する工事 ※ 改修後に手すりが壁面に 1 か所以上設置されていること（浴槽内の手すりは含まない） ※ 補助金額に手すり設置の金額は含まれていません。新たに手すりを設置する場合は、「手すりの設置」にて申請してください。 ※申請前にご相談ください。 <table border="1" data-bbox="288 860 1461 1055"> <tr> <td>①浴室内寸面積が 0.2 ㎡以上増加するもの</td><td>27,000 円 / か所</td></tr> <tr> <td>②浴槽のまたぎ高さが 5 cm 以上低下するもの</td><td>9,000 円 / か所</td></tr> <tr> <td>③入口段差が 5 mm 以上低下し、見切り等を含めて段差が 5 mm 以下になるもの</td><td>9,000 円 / か所</td></tr> <tr> <td>④タイル床から滑りにくい床へ改修するもの</td><td>9,000 円 / か所</td></tr> <tr> <td>⑤高断熱浴槽へ改修するもの</td><td>27,000 円 / か所</td></tr> </table>	①浴室内寸面積が 0.2 ㎡以上増加するもの	27,000 円 / か所	②浴槽のまたぎ高さが 5 cm 以上低下するもの	9,000 円 / か所	③入口段差が 5 mm 以上低下し、見切り等を含めて段差が 5 mm 以下になるもの	9,000 円 / か所	④タイル床から滑りにくい床へ改修するもの	9,000 円 / か所	⑤高断熱浴槽へ改修するもの	27,000 円 / か所	
①浴室内寸面積が 0.2 ㎡以上増加するもの	27,000 円 / か所										
②浴槽のまたぎ高さが 5 cm 以上低下するもの	9,000 円 / か所										
③入口段差が 5 mm 以上低下し、見切り等を含めて段差が 5 mm 以下になるもの	9,000 円 / か所										
④タイル床から滑りにくい床へ改修するもの	9,000 円 / か所										
⑤高断熱浴槽へ改修するもの	27,000 円 / か所										
2 便所の改良											
便器の取替え 対象となる工事は、下記の①～④のいずれかに該当する工事 ①和式を洋式に変更するもの ③便所内寸床面積の増加に附帯して便器を取り替えるもの ②節水型便器にするもの ④段差解消工事に附帯して便器を取り替えるもの 便器の増設 対象となる工事は、節水型便器を増設するもの ※ 節水型便器とは、日本工業規格（JIS）A 5207 に規定する「Ⅱ形大便器」と同等以上の性能を有する便器（使用水量 6.5 ℓ 以下）	29,000 円 / か所										
床面積の増加 対象となる工事は、既存便所内寸面積を 0.1 ㎡以上増加させ、かつ、便器の前方又は側方について、便器と壁又は扉との距離が 50cm 以上であるもの	21,000 円 / か所										
3 階段の改良											
対象となる工事は、下記の①及び②に該当する工事 ①改修後の階段の勾配が 22/21 以下であり、蹴上げの寸法の 2 倍と踏み面の寸法の和が 550 mm 以上 650 mm 以下であり、かつ、踏み面の寸法が 195 mm 以上であるもの。ただし、回り階段の部分で次のいずれかに該当する部分については、この限りではない。 ・ 90 度屈曲部分が下階の床から上 3 段以内で構成され、かつ、その踏み面の狭い方の角度が全て 30 度以上となる回り階段の部分 ・ 90 度屈曲部分が踊場から上 3 段以内で構成され、かつ、その踏み面の狭い方の角度が全て 30 度以上となる回り階段の部分 ・ 180 度屈曲部分が 4 段で構成され、かつ、その踏み面の狭い方の角度が下から 60 度、30 度、30 度及び 60 度の順となる回り階段の部分 ②蹴込みが 30 mm 以下であるもの ※ ①に掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏み面の狭い方の端から 300 mm の位置における寸法とすること。 ※ 改修後、既存の手すりを含めて手すりが少なくとも片側に設置されていること ※ 補助金額に手すり設置の金額は含まれていません。新たに手すりを設置する場合は、「手すりの設置」にて申請してください。 ※ 改修後、蹴込み板が無い場合は対象外	屋内階段 58,000 円 / か所 屋外階段 (玄関アプローチ) 25,000 円 / か所										

補助対象工事の基準		補助金額
4 段差の解消（浴室、納戸等収納以外）（屋内に限る）		
対象となる工事は、段差が5mm以上低下し、見切り等を含めて段差が5mm以下になるもの（P8(Q&A8)参照） ※ 段差が解消された既存の部屋数で数える ※ 居室の段差解消は、改修後も居室となる部屋に限る ※ 新設の部屋、スロープは対象外		
洋室、和室等6㎡以上の居室の段差解消のため、床仕上げの改修を行うもの		19,000 円 / 室
洗面・脱衣室、6㎡未満の居室の段差解消のため、床仕上げの改修を行うもの		9,000 円 / 室
便所の段差解消のため、床仕上げの改修を行うもの		3,000 円 / 室
段差解消のため、見切りの撤去のみを行うもの		1,000 円 / か所
5 廊下の拡張（屋内に限る）		
対象となる工事は、廊下を5cm以上拡張し、有効幅員が78cm（柱等の箇所にあつては75cm）以上になるもの		16,000 円 / か所
6 手すりの設置		
※ 既存の手すりの交換など、機能の向上や改善が伴わないものは対象外		
150cm未満の手すり設置		3,000 円 / か所
150cm以上300cm未満の手すり設置		5,000 円 / か所
300cm以上の手すりの設置		9,000 円 / か所
7 出入口の戸の改良（浴室、納戸等収納の戸以外）（屋内に限る）		
対象となる工事は、下記の①～③のいずれかに該当する工事 ①建具の有効開口を5cm以上拡張し、有効開口が75cm以上になるもの ②開き戸から引き戸等に変更するもの ③吊り戸に変更するもの ※ 有効開口とは、開き戸は戸の厚み・引き戸は引き残し等を減じた実質の開口幅		15,000 円 / か所
8 玄関前スロープの設置		
対象となる工事は、道路から玄関へ至る主要な経路に、勾配が1/12以下、有効幅員（床面での内寸法幅）が900mm以上の固定スロープを設置するもの ※ 設置後、手すりが少なくとも片側に設置されていること ※ 補助金額は手すり設置の金額を含んでいます。		44,000 円 / か所
9 窓の断熱改修		
対象となる工事は、熱貫流率が $2.33\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下となる窓の交換又は増設をするもの ※居室の窓は全て断熱改修すること（ただし、既存窓で熱貫流率が $2.33\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下であるものは除くことができる）（P8(Q&A9)参照） ※ ガラス交換のみは対象外 ※ 断熱区画外は対象外 ※ 共同住宅の外窓及び玄関扉は対象外 ※ 戸建住宅で窓の断熱改修と併せて玄関扉（熱貫流率 $2.33\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下）の断熱改修を行う場合、玄関扉も対象となります。		
窓・玄関扉の外寸面積が、0.2㎡以上1.6㎡未満		7,000 円 / か所
窓・玄関扉の外寸面積が、1.6㎡以上2.8㎡未満		12,000 円 / か所
窓・玄関扉の外寸面積が、2.8㎡以上		18,000 円 / か所
10 床、屋根又は天井、外壁全体の断熱改修		
対象となる工事は、いずれも対象部位全体を下記に定める熱抵抗値に適合させる工事 ※ 戸建住宅のみ対象		
床全体の断熱改修（熱抵抗値： $3.3(\text{m}^2 \cdot \text{K})/\text{W}$ 以上）		50,000 円 / 戸
屋根または天井全体の断熱改修（熱抵抗値： $5.7(\text{m}^2 \cdot \text{K})/\text{W}$ 以上）		30,000 円 / 戸
外壁全体の断熱改修（熱抵抗値： $3.3(\text{m}^2 \cdot \text{K})/\text{W}$ 以上）		100,000 円 / 戸